

駐車場に関するよくあるご質問

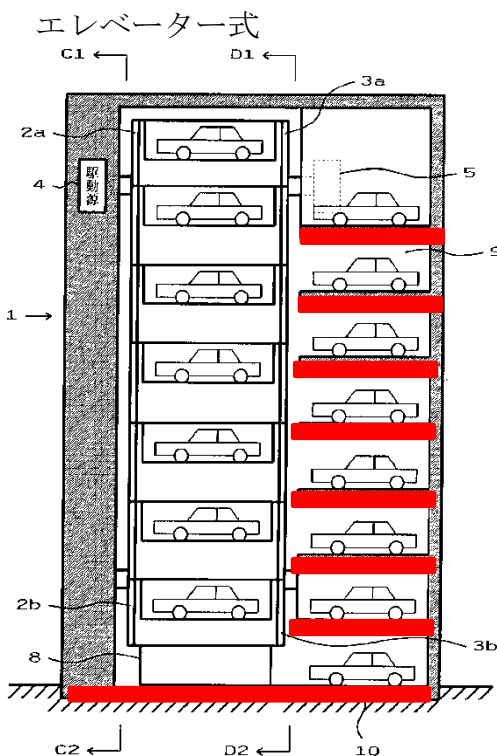
Q8 機械式駐車場（ゴンドラ式、エレベーター方式等）の床面積は、どのように計算しますか。

A8 機械式駐車場の場合、固定資産税の評価床面積（車路等駐車場の共用部分があればその面積も含まれます。）が課税標準となる事業所床面積となります。

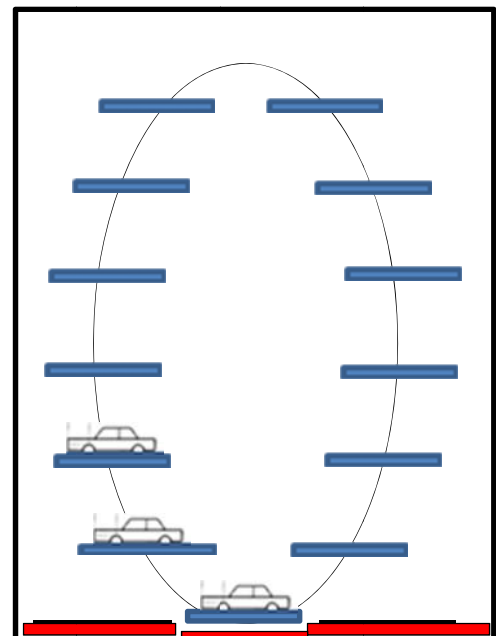
機械式駐車場の評価床面積については、入出庫する1階部分（床のある部分）のみ含まれているケースが多いですが、固定資産税の課税明細等の評価床面積を確認してください。

なお、1台あたりの駐車スペースの床面積は、固定資産税の評価床面積を車の収容台数で按分して算出します。

【例】



ゴンドラ（回転）式



赤色部分が課税標準となる事業所床面積となります。

Q9 「一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの」とは、どのような駐車場をいいますか。

A9 公益上必要な次のような施設からおおむね200メートル以内の距離に設置されるもので、不特定多数の者の利用に供されるものです。

- 1 駅等の交通機関
- 2 美術館、図書館、博物館等の文化施設
- 3 都道府県庁、市役所等の公的施設

- 4 商店街、大型店舗（大型店舗に併設される路外駐車場にあっては、他の大型店舗に限る。）
- 5 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学
- 6 その他公益上必要な施設

Q10 公益上必要な施設として「都道府県庁、市役所等の公的施設」とされていますが、小学校、中学校、高校があれば路外駐車場の非課税となりますか。

A10 小学校、中学校、高校の場合は、路外駐車場の非課税の対象としていません。

Q11 公益上必要な施設として「病院」とされていますが、診療所があれば路外駐車場の非課税となりますか。

A11 本市では医療法第1条の5に規定する診療所（患者の入院施設を有しないものまたは19人以下の患者の入院施設を有するもの）の場合は、路外駐車場の非課税の対象としていません。

同法に規定する病院（20人以上の患者の入院施設を有するもの）の場合は、路外駐車場の非課税の対象としています。

Q12 公益上必要な施設として「公園」とされていますが、どのような公園があれば路外駐車場の非課税となりますか。

A12 本市では地域の身近な街区公園・近隣公園、区の拠点となる地区公園、河川敷緑地の場合は、近隣の住民や徒歩圏内の居住する者の利用に供することを目的とした公園であるため、路外駐車場の非課税の対象としていません。

なお、規模が大きく広範囲（市内および市外）の利用者が見込まれる総合公園、運動公園、特殊公園「動植物公園、墓園、歴史公園、大通公園」、広域公園の場合は、都市住民全般等の総合的な利用および運動の用に供することを目的とした公園であるため、路外駐車場の非課税の対象となります。

※名古屋市内の規模が大きく広範囲（市内および市外）の利用者が見込まれる公園

名称	種別	名称	種別
鶴舞公園	総合公園	天白公園	総合公園
名城公園	総合公園	若宮大通公園	大通公園
久屋大通公園	大通公園	日光川公園	運動公園
東山公園	動植物公園	猪高緑地	総合公園
平和公園	墓園	新茶屋川公園	運動公園
庄内緑地	総合公園	宮の渡し公園	歴史公園
稲永公園	運動公園	松重開門公園	歴史公園
戸田川緑地	総合公園	大高緑地	広域公園
荒子川公園	総合公園	牧野ヶ池緑地	広域公園
瑞穂公園	運動公園	小幡緑地	広域公園